

平成26年 No.34

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

改正理由

本学に教育諮問会議を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 7 月16日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 7 月17日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第29号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：本学に教育諮問会議を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第2節 役員会，学長選考会議，経営協議会，<u>教育研究評議会及び教育諮問会議</u> 〔省略〕 （教育研究評議会） 第9条 本法人に，教育研究に関する重要事項を審議する機関として，教育研究評議会を置く。 2 教育研究評議会に関し必要な事項は，別に定める。 <u>（教育諮問会議）</u> <u>第9条の2 本法人に，教育諮問会議を置く。</u> <u>2 教育諮問会議に関し必要な事項は，別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成26年7月17日から施行する。</u>	〔省略〕 第2節 役員会，学長選考会議，経営協議会<u>及び</u>教育研究評議会 〔省略〕 （教育研究評議会） 第9条 本法人に，教育研究に関する重要事項を審議する機関として，教育研究評議会を置く。 2 教育研究評議会に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕